

# 管理標準の設定と活用について①

## 1. 管理標準(エネルギー管理マニュアル)とは

- 管理標準とは、エネルギーを消費する設備を管理するための項目について、その具体的なやり方を定めたマニュアル
- 管理標準は、現場の実状を踏まえて作成するものであり、利用者が理解できる内容で記載することが重要

管理標準が必要な学校の設備（例）	管理標準に定める必要がある項目
エアコン（EHP、GHP）	<b>①管理</b> 運用時のルール、利用時間や設定といった管理値の設定  <b>②計測・記録</b> 計測・記録の方式や頻度の設定  <b>③保守・点検</b> 日常点検や定期点検の内容や点検回数といった維持管理の基準の設定
FF式暖房機	
換気扇・全熱交換器	
温水ボイラー	
照明設備	
エレベーター	
ポンプ	
受変電設備	
OA機器（校務用パソコン、プリンター、コピー機）	
ICT機器（教育用パソコン、電子黒板、プロジェクタ）	
厨房機器（業務用冷蔵庫、業務用冷凍庫）	

表 管理標準が必要な学校の設備(例)と定める項目

<補足：省エネ法と管理標準と判断基準の関係>

- 省エネ法では、エネルギー使用者は、「基本方針※1」の定めるところに留意して省エネに努めることとされている。
- 「基本方針」には、エネルギーを消費する設備の管理項目について、「管理標準」を設定し、これを準拠した管理を行うことと示されている。
- 「管理標準」に記載すべき具体的な事項は、設備ごとに「判断基準※2」として定められている。

※1：エネルギーの使用の合理化等に関する基本方針(平成25年12月27日経済産業省告示第268号)

※2：工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準(平成21年3月31日経済産業省告示第66号)

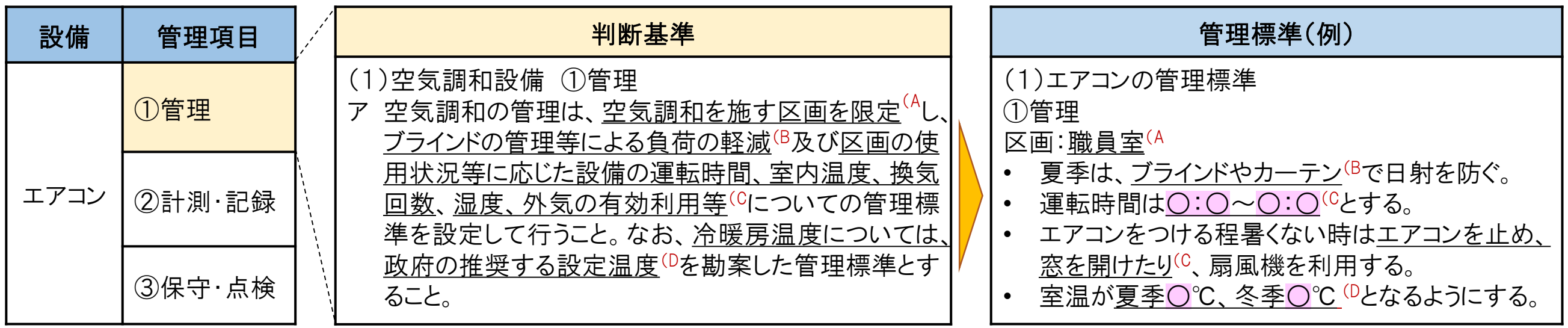
# 管理標準の設定と活用について②

## 2. 管理標準の設定のポイント

- 管理標準に定める具体的な内容は、判断基準に基づき設備ごとに設定(STEP-1)
- 管理値は、学校現場の使用実態や各種基準等(政府推奨温度、JIS基準など)に基づき設定(STEP-2)

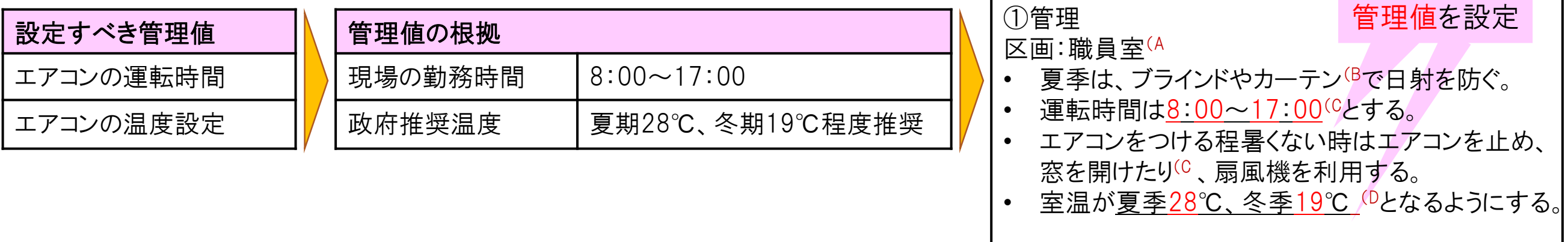
### STEP-1 判断基準に基づく管理標準の設定

学校現場のエネルギー消費設備ごとに管理標準を作成するが、管理標準に定める必要がある項目は、判断基準に示されている。例として、エアコンの管理標準の「①管理」の部分について、その設定の手順を示す。



### STEP-2 管理値の設定

管理値の設定は、エネルギー消費設備の運用状況を現場に確認し、温度設定などは判断基準に示される各種基準等に基づいて設定する。



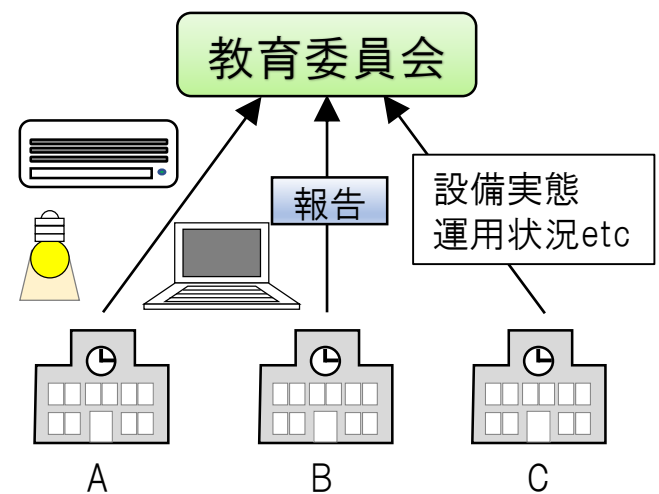
# 管理標準の設定と活用について③

## 3. 管理標準の活用の流れ

- 継続的な省エネルギー活動の実施には、学校現場の実態などを踏まえた『管理標準』の設定と利用者の理解が不可欠
- 省エネルギーを継続するためには、管理標準の遵守状況を確認し、適切に見直していくことが重要  
(利用者がその取組を確認するためには、「チェックシート」を活用することが有効)

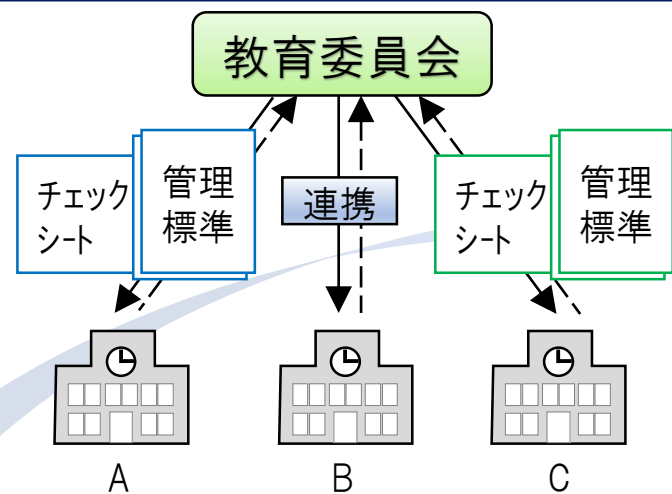
### STEP-0 学校現場の実態把握

学校は、教育委員会にエネルギー設備の実態と運用状況を報告



### STEP-1 作成と配布

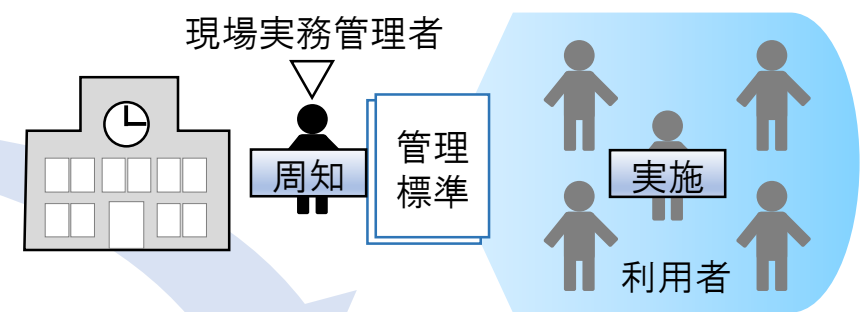
各学校の現状を踏まえ、教委委員会と学校が連携して作成した個別の『管理標準』と「チェックシート」を学校に配布



### STEP-2 管理標準の周知と管理の実施

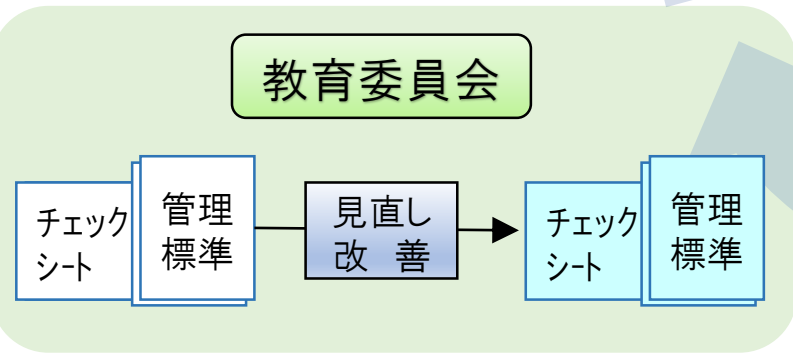
学校の現場実務管理者は、『管理標準』に定めたルールをエネルギー利用者に周知

利用者は、『管理標準』のルールに則った管理を実施



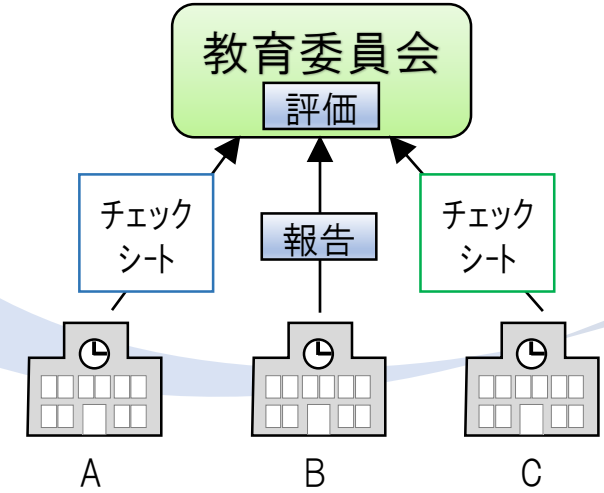
### STEP-5 管理標準の見直し・改善

教育委員会は、各学校の遵守状況とエネルギーの使用状況から、管理値やルールを見直し、『管理標準』と「チェックシート」を改善



### STEP-4 遵守状況の報告と評価

学校は、「チェックシート」を教育委員会に報告  
教育委員会は、各学校の遵守状況进行评估



### STEP-3 管理標準の遵守状況の確認

現場実務管理者は、『管理標準』の遵守状況を「チェックシート」で確認し、見直すべき管理値等があればチェック項目と併せて記入

